

# 自動車優良環境機器・装置評価公表事業

## 申請の手引き



平成 20 年 10 月



財団法人  
**運輸低公害車普及機構**





## 3. 評価の申請

### (1) 申請者の要件

申請者は、次のとおりとします。

- ①当該機器・装置の製造または販売を業とする者
- ②外国において当該機器・装置の製造を業とする者
- ③上記②の者から当該機器・装置を購入する契約を締結している者で、当該機器・装置を本邦で販売することを業とする者

### (2) 申請書類

申請者は、評価公表申請書(様式6-1)及び次に掲げる各様式の添付書類(それぞれ正副2通)を機器・装置の型式ごとに提出してください。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ①事業概要             | (様式6-2)  |
| ②製品情報・仕様書         | (様式6-3)  |
| ③効果原理説明書          | (様式6-4)  |
| ④外観図または構造図        | (様式6-5)  |
| ⑤詳細図              | (様式6-6)  |
| ⑥取付・取扱説明書         | (様式6-7)  |
| ⑦品質保証書            | (様式6-8)  |
| ⑧使用・取付可能な自動車の種類   | (様式6-9)  |
| ⑨性能審査結果成績書        | (様式6-10) |
| ⑩社内品質管理要領及び品質管理基準 | (様式6-11) |

### (3) 申請をする前に (事前相談の受付)

申請の準備に当たっては、本事業の内容について十分ご理解いただけるよう、対象となる機器・装置の要件、機器装置の評価に必要な性能試験の要領等について、事前に(財)運輸低公害車普及機構に相談するようにお願いします。



## 6. 評価の公表

- (1)「評価委員会」の審査の結果、機器・装置が優良と評価されたものについては、公表に係る手続きを経て、次に掲げる項目を公表します。
- ・ 機器・装置の名称、型式
  - ・ 機器・装置を取り付けることができる自動車の型式(車両区分)
  - ・ 機器・装置の製作者等の名称、住所、電話番号
  - ・ 機器・装置の評価試験結果、評価委員会で指摘された特記事項
  - ・ その他必要な事項
- (2)上記の公表は、(財)運輸低公害車普及機構のホームページで行います。
- (3)また、「標章交付申請書」(様式11-1)を提出し、公表手数料を納入した申請者には、標章(LEVOJ マーク)を交付します。
- (4)公表の有効期間は、公表の日から翌々年の3月31日までとし、その後は、2年毎に更新手続が必要となります。
- (5)なお、評価を行った結果、優良と判定されなかった機器・装置及び評価ができなかった機器・装置の申請者に対しては、その旨を理由を付して通知します。

## 7. 評価に係る費用

評価公表に係る費用は、「評価公表手数料規程」による下表の通りです。  
(平成26年4月1日 消費税率の改定)

手数料 (消費税込み)

| 項 目      | 費 用           |
|----------|---------------|
| 申請・審査手数料 | 356,400 円/1 件 |
| 公表手数料    | 21,600 円/1 件  |
| 標章交付手数料  | 216 円/1 枚     |
| 更新手数料    | 183,600 円/1 件 |











#### 標章の貼付と機器・装置自体への表示

購入した標章は、当該機器・装置の包装箱等に貼付してください。

また、申請者の意思により、標章(LEVOJマーク)を機器・装置自体に貼付または刻印することができます。この場合、申請者は「機器・装置の標章表示申請書」(様式11-2)を提出しなければなりません。

## (4) 評価公表後の諸手続き

#### 更新手続

引き続き公表の継続を望む申請者は、公表登録の有効期間の満了する1ヶ月前までに「更新手続申請書(様式13-1)」を提出し、併せて、更新手数料を納入してください。

#### 仕様変更の手続

公表された機器・装置の仕様変更をする時は、「仕様変更申請書(様式14-1)」を提出してください。

#### 使用・取付可能な自動車の種類の変更の手続

公表された機器・装置に使用・取付可能な自動車の種類の変更が生じた場合は、「使用・取付可能な自動車の種類の変更申請書(様式15-1)」を提出してください。

#### 公表の取り消し

公表後、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、標章の不正使用等の行為を発見した場合は、申請者に修正を求める警告を行います。警告に応じない場合は、公表登録を取消します。

なお、上記の行為により(財)運輸低公害車普及機構に損害が生じた場合、申請者に損害賠償請求を行います。

#### 公表廃止の手続

以下の場合、「機器・装置の公表の廃止届出書(様式16-1)」を提出してください。

- ① 公表を止めたいとき
- ② 更新手続を行わないとき



## 【資料】

### 1. 性能審査の実施機関

排出ガス及び燃費に関する性能試験は、定められた条件で、対象となる燃料、車種区分ごとに実施する必要があります。

性能審査結果成績書に添付する「試験成績書」は、以下の機関により発行されたものとします。また、「試験成績書」の有効期間は発行日から6ヶ月です。

なお、性能試験の詳細、費用については、下記の機関に直接お問合せください。

また、試験自動車は、重量、寸法などの制限により、試験が実施できない場合があります。試験が可能な自動車については、各実施機関にお問合せください。

| 性能試験の実施機関  | (平成 20 年 10 月現在) |
|--|------------------|
| 1. (財)日本自動車研究所<br>連絡先 〒305-0822 茨城県つくば市苅間 2530<br>(電話) 029-856-1120<br>試験場所 : 茨城県つくば市<br>試験自動車 : ガソリン車・ディーゼル車 (大型車に限る)   |                  |
| 2. (財)日本自動車輸送技術協会<br>連絡先 〒102-0083 東京都千代田区六番町6番地<br>(電話) 03-3556-2161~3<br>試験場所 : 東京都昭島市<br>試験自動車 : ガソリン車、ディーゼル車   |                  |
| 3. (財)日本車両検査協会<br>連絡先1 〒203-0042 東京都東久留米市八幡町1-1-12<br>(電話) 0424-71-7623<br>試験場所 : 東京都東久留米市<br>試験自動車 : ガソリン車・ディーゼル車<br>.....<br>連絡先2 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町2丁 66-2<br>(電話) 072-233-2001<br>試験場所 : 大阪府堺市<br>試験自動車 : ガソリン車・ディーゼル車 |                  |

その他の機関での性能試験

上記機関のいずれかが設備能力等性能試験上問題ないと判断し、同機関の職員が立会いのもとで試験を行い認められたものであればその「試験成績書」は有効とします。その場合、「性能試験成績表」は同機関の名で発行されるものとします。





### (3) 燃料消費量の低減率の計算方法

燃料消費量は、10・15モード、JC08モードまたはJE05モードによるCOmass(COの排出量 g/km)、HCmass(HCの排出量 g/km)、CO<sub>2</sub>mass(CO<sub>2</sub>の排出量 g/km)の結果から、カーボンバランス法で求めます。

#### 1) 燃料消費率 E(km/L)の計算

燃料消費率 E(km/L)は、試験成績表に記載されるCO、HC、CO<sub>2</sub>の排出量から以下の式によって計算します。

ガソリンを燃料とする場合：

$$E = 649 / (0.429 \times \text{COmass} + 0.866 \times \text{HCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})$$

液化石油ガス(LPG)を燃料とする場合：

$$E = 464 / (0.429 \times \text{COmass} + 0.866 \times \text{HCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})$$

軽油を燃料とする場合：

$$E = 718 / (0.429 \times \text{COmass} + 0.862 \times \text{HCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})$$

ただし、JC08モードによる場合は、以下の式によりJC08モード燃費値を計算します。

$$E = \frac{1}{\left[ \frac{0.25}{E_{\text{JC08C}}} + \frac{0.75}{E_{\text{JC08H}}} \right]}$$

E: JC08モード燃費値(km/L)

E<sub>JC08C</sub>: コールドスタートによるJC08モード燃費値(km/L)

E<sub>JC08H</sub>: ホットスタートによるJC08モード燃費値(km/L)

また、JE05モードによる場合は、各排出ガス値(g/test)をJE05モードの走行距離 13.892kmで除して(g/km)に換算して計算に用います。

#### 2) 燃料消費量 F(cc/km)の計算

燃料消費量 F(cc/km)は、燃料消費率 E(km/L)から換算します。

$$\text{燃料消費量 } F(\text{cc/km}) = 1,000 / \text{燃料消費率 } E(\text{km/L})$$

#### 3) 燃料消費量の低減率

燃料消費量の低減率は、次の式により算出され、燃料消費量の低減率が5%以上であることが必要です。

機器・装置を装着することによる燃料消費量の低減率(%)

$$= (F_A - F_B) / F_A \times 100$$

ただし、F<sub>A</sub>: 装着前の燃料消費量(cc/km)、F<sub>B</sub>: 装着後の燃料消費量(cc/km)









## 第1編 基本規程

### 1. 総則

#### (1) 事業の名称及び主体

本事業は、自動車優良環境機器・装置評価公表事業（以下「評価公表事業」という）と称する。

事業の主体は、（財）運輸低公害車普及機構（以下「機構」という）が行うものとする。

#### (2) 事業の目的

評価公表事業の目的は、地球温暖化に対するCO<sub>2</sub>削減意識の高揚及び自動車の燃料消費低減の要請に対応して、燃費改善に有効な機器・装置の普及を図るため、その性能について客観的な一定の評価基準の下で、審査、評価を行い、優良な機器・装置を公表するものである。

#### (3) 規程

機構は、評価公表事業を円滑に行うため、自動車優良環境機器・装置評価公表事業規程（以下「規程」という）を定める。

### 2. 評価公表事業の対象となる機器・装置

公的な燃費、排出ガス試験法で測定可能なものであって、燃費の改善に寄与する自動車の機器・装置を当面の対象とする。

また、当該機器・装置は、既に商品化されている、あるいは今後商品化されるものとする。

但し、次のものは、対象外とする。

- ① ECU等制御システムに関する機器・装置
- ② 自動車の燃料類、潤滑油、添加剤等
- ③ 異なる燃料類、潤滑油、添加剤等の当該自動車の燃料への混和、添加等を行う装置
- ④ 自動車の騒音防止に関する装置（消音性能に関し重要な部位の改造のあるもの）
- ⑤ タイヤ、ホイール

### 3. 評価の基準

評価委員会は、申請者より提出された当該機器・装置を客観的に評価するために、現品、その性能、品質に関する書類及びヒアリング等の情報をもとに下記の項目を審査して、それぞれの評価の基準に適合しているか否かを決定する。

#### ① 効果原理

科学的根拠に基づいたものであること。

#### ② 燃料消費量の低減

所定の試験方法により、自動車の燃料消費量が5%以上低減すること。

装着後、直ちに効果を発するものであること。

#### ③ 環境性能

機器・装置を装着した後の自動車の環境性能が、当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

試験自動車は、所定の排出ガス基準に適合し、NO<sub>x</sub>、PM等の排出量が当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

機器・装置が騒音に関連する場合、試験自動車は、所定の騒音基準に適合し、騒音が当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

その他の環境性能は、当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

#### ④ 機器・装置の耐久性

その装着後、少なくとも3ヶ月間又は走行距離が3万kmに達するまで、日常点検により機器・装置の性能を保持できること。

その装着後、少なくとも1年間又は走行距離が10万kmに達するまで、部品等を交換せずに機器・装置の性能を保証できること。

#### ⑤ 安全性への影響

当該機器・装置の装着により車両の安全性を損なわないこと。人体の健康障害を生じるおそれのないこと。

### 4. 評価公表事業の対象となる申請者

申請者は、次のとおりとする。

(1) 当該機器・装置の製造又は販売を業とする者

(2) 外国において当該機器・装置の製造を業とする者

(3) 上記(2)の者から当該機器・装置を購入する契約を締結している者で、当該機器・装置を本邦で販売することを業とする者

### 5. 評価公表要領

#### 5.1 申請・受付・受理

##### 5.1.1 告知

機構は、機構のホームページ等を通じて当該事業の告知を行うものとする。

##### 5.1.2 申請

申請者は、機構に対して、評価公表申請書（以下「申請書」という。）正副2通を作成し、対象機器・装置及び規定する関係申請書類を添えて直接提出する。

なお、申請は1件につき1品種とし、1件ごとに規程及び規則に基づき行わなければならない。

##### 5.1.3 受付

機構は、受付に際し、次に掲げる内容を確認するものとする。

(1) 評価公表の対象とする機器・装置であること。

(2) 規定する申請書類に必要事項が記載されていること。

(3) 申請対象とする機器・装置の現品（数量1）が添付されていること。

申請内容が確認されたときは、申請書（副）に捺印し、返却する。

##### 5.1.4 受理

機構は、申請書内容、申請者の要件、機器・装置の要件を精査し、評価手続きを開始するか否かを決定をした場合には、申請者に対し「申請に対する受理等の通知書」により受理又は不受理の旨を通知する。

#### 5.2 評価・公表

##### 5.2.1 手続の開始

機構は、受理とした申請者から、所定の申請・審査手数料が納入されたときは、評価委員会の開催手続きを行う。

##### 5.2.2 評価委員会

機構は、評価委員会を召集し、受理された機器・装置の審査、評価を付託する。





































年 月 日

## 外 観 図 又 は 構 造 図

申請する対象品に係る「外観図又は構造図」は下記のとおりです。

|            |   |        |       |          |   |
|------------|---|--------|-------|----------|---|
| 申請品の名称     |   |        |       |          |   |
| 型 式        |   |        |       |          |   |
| 【外観図又は構造図】 |   |        |       |          |   |
|            |   |        |       |          |   |
| 添付書類       |   | 1. 三面図 | 2. 写真 | 3. その他   |   |
| 承認         | ※ | 受付     | ※     | 受付<br>番号 | ※ |

注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。

2. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

## 詳 細 図

申請する対象品に係る「詳細図」は下記のとおりです。

|        |   |    |   |          |   |
|--------|---|----|---|----------|---|
| 申請品の名称 |   |    |   |          |   |
| 型 式    |   |    |   |          |   |
| 【詳細図】  |   |    |   |          |   |
| 承認     | ※ | 受付 | ※ | 受付<br>番号 | ※ |

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。  
 2. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
 3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

## 取 付 ・ 取 扱 説 明 書

申請する対象品に係る「取付説明及び取扱説明」は下記のとおりです。

|         |   |    |   |          |   |
|---------|---|----|---|----------|---|
| 申請品の名称  |   |    |   |          |   |
| 型 式     |   |    |   |          |   |
| 【取付説明書】 |   |    |   |          |   |
|         |   |    |   |          |   |
| 【取扱説明書】 |   |    |   |          |   |
|         |   |    |   |          |   |
| 承認      | ※ | 受付 | ※ | 受付<br>番号 | ※ |

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。  
 2. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
 3. 取付説明書及び取扱説明書を添付してもよい。  
 4. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

## 品質保証書

申請する対象品に係る「品質保証書」は下記のとおりです。

|                                |   |    |   |          |   |
|--------------------------------|---|----|---|----------|---|
| 申請品の名称                         |   |    |   |          |   |
| 型 式                            |   |    |   |          |   |
| 【品質保証概要（品質保証条件及び品質保証規程を含むこと。）】 |   |    |   |          |   |
|                                |   |    |   |          |   |
| 承認                             | ※ | 受付 | ※ | 受付<br>番号 | ※ |

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
 2. 品質保証書を添付すること。  
 3. ※欄は機構で記入する。



年 月 日

## 使用・取付可能な自動車の種類

申請する対象品に係る「使用・取付可能な自動車の種類」は下記のとおりです。

| 申請品の名称 |      |     |     |             |            |
|--------|------|-----|-----|-------------|------------|
| 型 式    |      |     |     |             |            |
| No.    | メーカー | 車 名 | 型 式 | 原動機の<br>型 式 | 燃料の<br>種 類 |
| 1      |      |     |     |             |            |
| 2      |      |     |     |             |            |
| 3      |      |     |     |             |            |
| 4      |      |     |     |             |            |
| 5      |      |     |     |             |            |
| 6      |      |     |     |             |            |
| 7      |      |     |     |             |            |
| 8      |      |     |     |             |            |
| 9      |      |     |     |             |            |
| 10     |      |     |     |             |            |
| 承認     | ※    | 受付  | ※   | 受付<br>番号    | ※          |

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
2. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

## 性能審査結果成績書

申請する対象品に係る「性能審査結果」は下記のとおりです。

|               |               |          |   |
|---------------|---------------|----------|---|
| 申請品の名称        |               |          |   |
| 型 式           |               |          |   |
| 性能審査の<br>実施機関 |               |          |   |
| 性能審査の<br>実施期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |          |   |
| 性能審査の<br>試験方法 |               |          |   |
| 試験自動車         |               |          |   |
| 性能審査の<br>結 果  | 別添のとおり        |          |   |
| 承認            | ※             | 受付       | ※ |
|               |               | 受付<br>番号 | ※ |

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
 2. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

## 社内品質管理要領及び品質管理基準

弊社における「社内品質管理要領及び社内品質管理基準」は下記のとおりです。

|            |   |    |   |          |   |
|------------|---|----|---|----------|---|
| 【社内品質管理要領】 |   |    |   |          |   |
|            |   |    |   |          |   |
| 【社内品質管理基準】 |   |    |   |          |   |
|            |   |    |   |          |   |
| 承認         | ※ | 受付 | ※ | 受付<br>番号 | ※ |

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。  
2. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

## 評 価 結 果 報 告 書

財団法人運輸低公害車普及機構  
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

評 価 委 員 会  
委員長 ○ ○ ○ ○ 印

申請のあった下記の機器・装置について、「自動車優良環境機器・装置評価公表事業」に設置された評価委員会（含むWG）において審査した結果、下記のとおり報告します。

### 記

1. 申請品の名称 :
2. 型 式 :
3. 申請者の名称 :
4. 受 付 番 号 :
5. 基準の適否 : 適 合 / 否
6. 理 由 : 評価委員会において指摘された特記事項は以下のとおり。  
(※否の場合はその理由)

年 月 日

## 処 分 審 査 結 果 報 告 書

財団法人運輸低公害車普及機構  
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

処 分 審 査 委 員 会  
委員長 ○ ○ ○ ○ 印

処分審査要請のあった下記事項について、処分審査委員会において審議した結果、下記のとおり報告します。

### 記

1. 公 表 番 号 :
2. 機器・装置の名称 :
3. 型 式 :
4. 申請者の名称 :
5. 審査案件の概要 :
6. 審 査 結 果 : 評価公表の失効・取消しに 該当する / 該当しない
7. 審査結果の理由 : 上記の審査結果の理由は以下のとおり。

年 月 日

## 標 章 交 付 申 請 書

財団法人運輸低公害車普及機構  
理事長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

標章交付規則に基づき標章を貼付したく、下記のとおり申請します。

|                |                         |          |   |
|----------------|-------------------------|----------|---|
| 公表番号           |                         |          |   |
| 機器・装置の<br>名 称  |                         |          |   |
| 型 式            |                         |          |   |
| 公表の<br>有効期間    | 年 3月31日まで               |          |   |
| 購入する<br>枚数及び金額 | (枚) × 210 (円/枚) = (円)   |          |   |
| 手数料※           | 標章の交付に関する手数料の納入 済み / 未済 |          |   |
| 承認             | ※                       | 受付       | ※ |
|                |                         | 受付<br>番号 | ※ |

注 ※欄は機構で記入する。

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| 申請者<br>連絡先 | 担当者名   |     |
|            | 所属     |     |
|            | TEL    | FAX |
|            | E-mail |     |

年 月 日

## 機器・装置の標章表示申請書

財団法人運輸低公害車普及機構

理事長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

公表されている機器・装置自体に表示を施したく、下記のとおり申請します。

|               |           |          |   |
|---------------|-----------|----------|---|
| 公表番号          |           |          |   |
| 機器・装置の<br>名 称 |           |          |   |
| 型 式           |           |          |   |
| 公表の<br>有効期間   | 年 3月31日まで |          |   |
| 見本の提示         |           |          |   |
| 承認            | ※         | 受付       | ※ |
|               |           | 受付<br>番号 | ※ |

注 ※欄は機構で記入する。

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| 申請者<br>連絡先 | 担当者名   |     |
|            | 所属     |     |
|            | TEL    | FAX |
|            | E-mail |     |

年 月 日

## 更 新 手 続 申 請 書

財団法人運輸低公害車普及機構

理事長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

公表されている下記機器・装置について、公表登録の有効期間の更新をお願いしたく、  
下記のとおり申請します。

|                    |                           |     |   |
|--------------------|---------------------------|-----|---|
| 公表番号               |                           |     |   |
| 機器・装置の<br>名 称      |                           |     |   |
| 型 式                |                           |     |   |
| 現 在 の<br>有 効 期 間   | 年 3月31日まで                 |     |   |
| 更 新 後 の<br>有 効 期 間 | 年 3月31日まで                 |     |   |
| 手 数 料※             | 公表登録の更新に関する手数料の納入 済み / 未済 |     |   |
| 承 認                | ※                         | 受 付 | ※ |
|                    |                           | 受 付 | ※ |
|                    |                           | 番 号 |   |

注 1. ※欄は機構で記入する。

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| 申請者<br>連絡先 | 担当者名   |     |
|            | 所属     |     |
|            | TEL    | FAX |
|            | E-mail |     |



年 月 日

## 仕 様 変 更 申 請 書

財団法人運輸低公害車普及機構  
理事長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

公表されている機器・装置の仕様変更について、下記のとおり申請いたします。

|                  |           |                  |   |
|------------------|-----------|------------------|---|
| 公表番号             |           |                  |   |
| 機器・装置の<br>名 称    |           |                  |   |
| 型 式              |           |                  |   |
| 現 在 の<br>有 効 期 間 | 年 3月31日まで |                  |   |
| 仕様変更<br>の内容      |           |                  |   |
| 性能への影響<br>の有無    |           |                  |   |
| 承<br>認           | ※         | 受<br>付           | ※ |
|                  |           | 受<br>付<br>番<br>号 | ※ |

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
2. 仕様変更後の現品を提出すること。  
3. ※欄は機構で記入する。

|            |        |  |     |
|------------|--------|--|-----|
| 申請者<br>連絡先 | 担当者名   |  |     |
|            | 所属     |  |     |
|            | TEL    |  | FAX |
|            | E-mail |  |     |



年 月 日

## 機器・装置の公表廃止届出書

財団法人運輸低公害車普及機構

理事長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

以下の事由により、機器・装置の公表を廃止したく、下記のとおり届出します。

|                 |      |          |   |
|-----------------|------|----------|---|
| 公表番号            |      |          |   |
| 機器・装置の<br>名 称   |      |          |   |
| 型 式             |      |          |   |
| 廃止の時期           | 年    | 月        | 日 |
| 廃止理由            |      |          |   |
| 公表の取消し<br>時 期 ※ | 年    | 月        | 日 |
| 承認 ※            | 受付 ※ | 受付<br>番号 | ※ |

- 注 1. 廃止届は、廃止する公表の機器・装置について1品種1枚とする。  
 2. 廃止の時期は、製造（販売を業とするものにあつては販売）が終了する日とする。  
 3. 記入しきれない場合は、別添とすること。  
 4. 廃止届には公表登録書を添付すること。  
 5. ※欄は機構で記入する。

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| 申請者<br>連絡先 | 担当者名   |     |
|            | 所属     |     |
|            | TEL    | FAX |
|            | E-mail |     |